

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めた ため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年10月3日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理	所在・地番	林班/小班	地目	面積	経営管理権
番号				(ha)	の終期
集 R3-120	大館市岩瀬字外蛭沢 31 番 19	82/74	山林原野	0.17	- 令和 24 年 3 月 31 日
	大館市岩瀬字中蛭沢 73番 5	82/16		0.13	
	大館市岩瀬字内蛭沢 65 番 36	83/102		0.25	
	大館市岩瀬字内蛭沢 65 番 88	83/137		0.11	
	大館市岩瀬字内蛭沢 65 番 8	83/139		0.18	
	大館市岩瀬字内蛭沢 83 番	83/208	山林	0.09	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。